

居宅介護支援事業所の特定事業所加算の要件について（再共有）

【趣旨】

特定事業所加算制度は、中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応や、専門性の高い人材の確保、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価し、地域における居宅介護支援事業所のケアマネジメントの質の向上に資することを目的とするものです。

【基本的取扱方針】

特定事業所加算（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）又は（A）の対象となる事業所については、

- ・公正中立性を確保し、サービス提供主体からも実質的に独立した事業所であること
- ・常勤かつ専従の主任介護支援専門員及び介護支援専門員が配置され、どのような支援困難ケースでも適切に処理できる体制が整備されている、いわばモデル的な居宅介護支援事業所であることが必要となります。

《特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）及び（A）の算定要件》

要件	（Ⅰ）	（Ⅱ）	（Ⅲ）	（A）
(1-1)主任介護支援専門員 2 名以上(常勤専従)	○			
(1-2)主任介護支援専門員 1 名以上(常勤専従)		○	○	○
(2-1)介護支援専門員 3 名以上(常勤専従)	○	○		
(2-2)介護支援専門員 2 名以上(常勤専従)			○	
(2-3)介護支援専門員 1 名及び常勤換算方法で 1 以上				○
(3)利用者情報等の伝達等を目的とした会議の定期開催	○	○	○	○
(4) 24 時間連絡体制の確保等	○	○	○	○*
(5)算定月における利用者総数に占める要介護 3 ～ 5 の割合が 40%以上	○			
(6)介護支援専門員に対する個別研修計画の作成等	○	○	○	○*
(7)地域包括支援センターからの紹介による支援困難事例への対応	○	○	○	○
(8)地域包括支援センター等が開催する事例検討会等への参加	○	○	○	○
(9)運営基準減算及び特定事業所集中減算非該当	○	○	○	○
(10)介護支援専門員 1 人当たりの利用者数が 40 名未満	○	○	○	○
(11)介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等への協力等	○	○	○	○*
(12)他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者との共口による事例検討会、研修会等の実施	○	○	○	○*
(13)必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。	○	○	○	○

※特定事業所加算 A については、(4) (6) (11) (12) の基準は他の同一法人との連携により満たすこととして差支えない。

POINT

(1) 主任介護支援専門員の配置

- ・ 居宅介護支援の提供に当たる常勤専従の主任介護支援専門員を配置することが必要です。
- ・ 常勤専従の主任介護支援専門員は、当該指定居宅介護支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務することができます。
- ・ 常勤専従の介護支援専門員とは別に、主任介護支援専門員を置く必要があります。

【例】加算(I)：主任介護支援専門員2名以上＋介護支援専門員3名の合計5名以上を常勤専従で配置

(2) 介護支援専門員の配置

- ・ 居宅介護支援の提供に当たる常勤専従の介護支援専門員を配置することが必要です。

(3) 利用者情報等の伝達等を目的とした会議の定期開催

「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議」は次の要件を満たすものでなければなりません。

ア 会議の議題については、少なくとも次のような議事を含めなければなりません。

- ① 現に抱える処遇困難ケースについての処遇方針
- ② 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策
- ③ 地域における事業者や活用できる社会資源の状況
- ④ 保健医療及び福祉に関する諸制度
- ⑤ ケアマネジメントに関する技術
- ⑥ 利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針
- ⑦ その他必要な事項

イ 議事については、記録を作成し、2年間保存しなければなりません。

ウ 定期開催とはおおむね週1回以上です。また、会議はテレビ電話装置等を活用して行うことも可能ですが、その際個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」等を遵守してください。

(4) 24時間連絡体制の確保等

- ・ 24時間連絡可能な体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保しなければなりません。
- ・ 「24時間連絡可能な体制」とは、常時、担当者が携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要があることを言うものです。(当該事業所の介護支援専門員が輪番制で対応すること等も可能)
- ・ なお加算(A)を算定する場合は、携帯電話等の転送による対応等も可能です。その際、連携先事業所の利用者に関する情報を共有することから、指定居宅介護支援等基準第23条の規定を遵守し、利用者又は家族に対し、当該加算算定事業所である旨及びその内容が理解できるよう説明を行い、同意を得ること。

(5)算定月における利用者総数に占める要介護 3～5 の割合が 40 %以上

- ・算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護 3、要介護 4 又は要介護 5 の者の割合が 40 %以上である必要があります。
- ・要介護 3、要介護 4 又は要介護 5 の者の割合が 40 %以上であることについては、毎月その割合を記録しなければなりません。
- ・「地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合」に該当するケースについては、例外的に本要件の枠外として取り扱うことが可能です。(=割合計算の対象外として取り扱うことが可能)。

(6)介護支援専門員に対する個別研修計画の作成等

- ・当該居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施している必要があります。
- ・研修の計画は、個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等について、毎年度少なくとも年度が始まる 3 月前までに次年度の計画を定めなければなりません。
- ・管理者は、研修目標の達成状況について、適宜、確認し、必要に応じて改善措置を講じなければなりません。
- ・加算(A)を算定する事業所については、連携事業所との共同開催による研修実施も可能です。

(7)地域包括支援センターからの紹介による支援困難事例への対応

- ・地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に居宅介護支援を提供している必要があります。
- ・特定事業所加算算定事業所については、自ら積極的に支援困難ケースを受け入れるものでなければならず、また、そのため、常に地域包括支援センターとの連携を図らなければなりません。

(8)地域包括支援センター等が開催する事例検討会等への参加

- ・地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加している必要があります。

(9)運営基準減算及び特定事業所集中減算非該当

- ・運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていない必要があります。
- ・特定事業所加算の趣旨を踏まえ、単に減算の適用になっていないのみならず、特定事業所加算の趣旨を踏まえた、中立公正を確保し、実質的にサービス提供事業者からの独立性を確保してください。

(10)介護支援専門員 1 人当たりの利用者数が 40 名未満

- ・居宅介護支援の提供を受ける利用者の数が当該居宅介護支援事業所の介護支援専門員 1 人当たり 40 名未満であることが必要です。
- ・取り扱う利用者数については、原則として事業所単位で平均して介護支援専門員 1 名当たり 40 名未満であれば差し支えありません。ただし、不当に特定の者に偏るなど、適切なケアマネジメントに支障がでないよう配慮してください。

(11)介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等への協力等

- ・介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等への協力又は協力体制を確保している必要があります。
- ・「協力及び協力体制」とは、現に研修における実習等の受入が行われていることに限らず、受入が可能な体制が整っていることをいいます。
- ・加算(A)を算定する事業所については、連携先事業所との共同による協力及び協力体制も可能です。
- ・研修の実施主体との間で実習等の受入を行うことに同意していることを、書面等によって掲示できる必要があります。

(12) 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者との共同による事例検討会、研修会等の実施

- ・同一法人内に留まらず、他の法人が運営する事業所の職員も参画した事例検討会等の取組を、自ら率先して実施していかなければなりません。
- ・事例検討会等の内容、実施時期、共同で実施する他事業所等について、毎年度少なくとも次年度が始まるまでに、次年度の計画を定めなければなりません。(年度の途中で加算取得の届出をする場合にあっては、当該届出を行うまでに当該計画を策定する)

(13) 必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること

- ・多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスとは、介護保険法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等のことです。

(14) その他

- ・本加算を取得した事業所は、介護保険法に基づく情報公表を行うほか、利用者に対し積極的に特定事業所加算取得事業所である旨を表示し、その内容が理解できるように説明を行うことが必要です。
- ・本加算を取得した事業所は、**毎月末までに基準の遵守状況に関する所定の記録を作成し、2年間保存する**とともに、市町村長から求めがあった場合については、提出しなければなりません。

(老企第36号 第3の11参照)